

船体監視システム規則

規則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 21 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 15 日 規則 第 21 号
船体監視システム規則の一部を改正する規則

「船体監視システム規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.1 検査の種類

-1.(2)を次のように改める。

- 1. 検査の種類は次のとおりとする。
 - (1) 登録のための検査（以下、本規則において「登録検査」という。）
 - (2) 登録を維持するための検査（以下、本規則において「維持検査」という。）
維持検査の種類は次のとおりとする。
 - (a) 年次検査
 - (b) 臨時検査
 - (c) 不定期検査

2.1.2 検査の時期

-2.(3)として次の 1 号を加える。

- 2. 維持検査は、次の時期に行う。
 - (1) 年次検査は、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)に規定する時期に行う。
 - (2) 前(1)にかかわらず、臨時検査にあつては、年次検査の時期以外であつて、次のいずれかに該当するときに行う。
 - (a) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき又はこれを修理若しくは新替するとき
 - (b) 設備の改造又は変更を行うとき
 - (c) その他、本会が検査を行う必要があると判断したとき
 - (3) 不定期検査は、登録を受けたシステムが、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であつて、本会が検査によりシステムの現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.3 維持検査

2.3.3 として次の 1 条を加える。

2.3.3 不定期検査

不定期検査では、おのこの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行いシステムが本規則に適合する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2018 年 2 月 15 日から施行する。